

平成27年7月

会 員 各 位

公益社団法人 島原法人会
会 長 宅 島 壽 雄

マイナンバー制度と相続税制改正の説明会開催について（ご案内）

拝啓 盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当会の事業運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、マイナンバー制度は平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が始まります。また、本年10月には国民全員にそれぞれのマイナンバーが届きます。それは一生、変わることのない大切な番号です。マイナンバーは法律で定められた場合のみ利用することができ、それ以外は利用することができません。大切なマイナンバーを法律の範囲内で利用するために、会社として様々な準備が必要です。会社の業務の、どの場面でマイナンバーを利用するか、マイナンバーの適正な取扱い等、更に相続税制改正について説明会を開催いたしますので、是非、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年7月22日（水） 午後2時～4時まで
2. 会 場 島原市 HOTEL シーサイド島原
3. 講 師 税理士 澤 田 玲 子 氏
4. 受講料 無 料

【主 催】 公益社団法人 島 原 法 人 会

島原市新湊1丁目32-1 第3マルテンビル2F-C [TEL0957-62-7025]

※ お申込はこのまま **FAX 0957-64-0527** にてご返信下さい

（複数受講お申込の場合は本用紙をコピーしてご使用下さい。定員になり次第締め切らせていただきます）

お 申 込 用 紙

平成 年 月 日

貴社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
お名前		役 職	

※ご記入いただいた個人情報については、個人情報保護法に基づき、管理運用し、個人情報の保護に努めます。詳細につきましては「公益社団法人 島原法人会プライバシーポリシー」（<http://shimabarahoujinkai.jp/privacy.html>）をご参照ください。